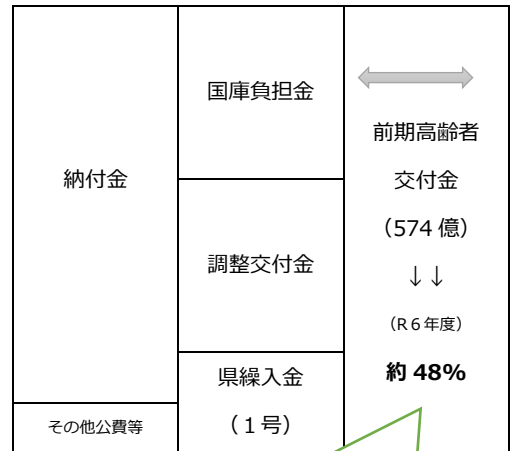


令和4年度決算剰余金の取扱いについて

1. 納付金算定における前期高齢者交付金の留意点

「 保険給付費等（医療分）：1,206 億 」

- ・ 県全体の納付金必要総額の算定に当たっては、県全体の保険給付費等から前期高齢者交付金や公費等を差し引いて算出。
- ・ 保険給付費等に対する前期高齢者交付金の占める割合は約48%（令和6年度）と高く、保険給付費等の支払の大きな財源。
- ・ 前期高齢者交付金は、概算額と実績額との精算を2年後に実施。
- ・ 概算額は、国が提示した数値や係数により画一的に算出するため、毎年の精算額が大きく変動する可能性がある。
- ・ したがって、前期高齢者交付金の増減が、各市町の納付金に対し年度間で大きく影響することに留意。



この占める割合の増減が納付金額の増減に影響。

<前期高齢者交付金の推移>

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
前期高齢者交付金(①+②)	605 億円	622 億円	560 億円	574 億円	574 億円
対前年度	+41 億円	+17 億円	▲62 億円	+14 億円	0 億円
当該年度概算額(①)	590 億円	600 億円	575 億円	568 億円	555 億円
前々年度精算額(②)	+15 億円	+22 億円	▲15 億円	+6 億円	+19 億円

(前々年度精算額(②): +追加交付、▲返還)

2. 令和4年度決算剰余金の取扱いについて

- ・ 療養給付費等負担金など国等への令和5年度返還額10億円を除いた精算後の剰余金19億円は財政安定化基金(財政調整事業分)に積立て、納付金の控除財源として活用。

① 令和4年度 歳入総額	1,610 億円
② 令和4年度 歳出総額	1,581 億円
③ 歳入歳出差引額(剰余金)	29 億円
④ 令和5年度 精算(返還)額	10 億円
⑤ 精算後 剰余金(③-④)	19 億円
⑥ 令和6年度納付金控除財源	10 億円
⑦ 差額(⑤-⑥)	9 億円